

エリアサポート体制 サブエリアコーディネーター実施要領

第1 目的

エリアコーディネーターの補助的役割として、現籍校の近隣の小・中学校・義務教育学校（以下、小・中学校等とする）からの一次的な相談に対応し、学校の実態に即して助言等を行うことにより、通常の学級や通級による指導における課題解決に寄与する。

第2 サブエリアコーディネーターの依頼

実施要綱第17条に基づくサブエリアコーディネーターの依頼については、以下の各号のとおりとする。

- (1) サブエリアコーディネーターは、上級コーディネーター養成研修を修了し、特別支援教育に関する専門的な知識や経験をもつ教員に、現籍校の学校長の承認を得て、県教育委員会が依頼する。
- (2) 県教育委員会は、サブエリアコーディネーターを地域性や近隣学校の状況等を考慮し、市町村教育委員会と協議のうえ依頼する。
- (3) 市町村教育委員会は、自治体内のサブエリアコーディネーターが相談等に対応する地域を指定することができる。

第3 サブエリアコーディネーターの期間

サブエリアコーディネーターを依頼する期間は原則として1年間とするが、更新を妨げない。

第4 サブエリアコーディネーターの職務

サブエリアコーディネーターの職務は、次の各号に掲げる内容とする。

(1) 現籍校の近隣の小・中学校等への支援

現籍校の近隣の小・中学校等からのメールによる相談や電話相談や来訪相談による一次的な相談窓口となり助言等の支援を行う。

なお、助言を行う内容については以下のとおりとする。

① 校内支援体制の充実支援

- 校内委員会を中心として全教職員が連携した組織的な支援体制の構築の在り方に関すること。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に関すること。

② 教員の指導力向上に関すること

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握に関すること。
- 校内外への引き継ぎ、合理的配慮の提供に関すること。
- 学習環境整備、指導・支援、教育課程、学級の経営の在り方に関すること。
- 通常の学級や通級による指導の担当者を対象とした、特別支援教育の視点に立った指導・支援の在り方等に関すること。

(2) エリアコーディネーターとの連携

前号により受けた相談のうち、サブエリアコーディネーター単独での支援が困難な場合、エリアコーディネーターの対応へ移行すること。そのため、エリアコーディネーターと定期的連絡を行うことが望ましい。

第5 配慮事項

サブエリアコーディネーターを配置している当該学校の校長は、サブエリアコーディネーターが負担加重とならないように相談の内容や件数等について配慮するものとする。

第6 留意事項

サブエリアコーディネーターに相談を依頼する当該学校の校長は、次の号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 相談する際は、相談を依頼する学校からサブエリアコーディネーターの所属する学校の管理職に対して、必ず事前に連絡を行うこと。
- (2) 事前に校内で十分に検討を重ね、情報を整理した上で相談すること。
- (3) 心理検査の実施に関する依頼は行わないこと。
- (4) サブエリアコーディネーターは、小・中学校等に対して助言するものとし、児童生徒本人や保護者に対して直接支援や助言を行うことを求めないこと。

第7 エリアコーディネーターへの報告

サブエリアコーディネーターは、当該エリアのエリアコーディネーターに、依頼を受けた相談内容等について連絡する。連絡方法は任意とする。

第8 その他

収集した情報は、個人のプライバシーに関するため、資料等の取扱及び管理については、厳重に対処することとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。